

第6節 伝建推進室

〔総括概要〕

「蔵の街」の特色ある歴史的町並みを、良好な状態で次世代に引き継いでいくとともに、魅力ある商業地と住み続けられる環境を造るため、文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地区の指定に取り組んできた。

平成23年度に指定した嘉右衛門町地区が、国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受け、栃木県初の重伝建地区となった。

栃木町地区については、引き続き指定のための検討を行った。

伝建推進担当

1 伝統的建造物群保存事業に関すること

(1) 栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区について

- ・重要伝統的建造物群保存地区選定申出 平成24年3月26日
- ・重要伝統的建造物群保存地区選定 平成24年7月9日

(2) 栃木市重要伝統的建造物群保存地区における栃木市税条例及び栃木市都市計画税条例の特例を定める条例制定（資産税課） 平成24年12月28日告示

(3) 栃木市伝統的建造物群保存地区指定推進協議会について

栃木町地区の指定に向け、保存地区の区域や基準等の案を検討した。

- ・栃木市伝建地区指定推進協議会 -回
- ・栃木市伝建地区指定推進協議会専門部会 2回

(4) 選定記念講演会等

実施日	場 所	内 容
11月7日(水)	とちぎ蔵の街観光館 (多目的ホール)	栃木市嘉右衛門町地区重伝建選定記念・ 栃木町地区伝建地区指定推進講演会 参加者：約80人
2月23日(土)	とちぎコミュニティプラザ 第5地区コミュニティセンター大会議室	「嘉右衛門町伝建地区」重伝建選定記念 講演会 参加者：約170人

(5) 嘉右衛門町地区の伝建制度の説明会等について

- ・制度説明や許可手続き等についての説明会を開催した。

実施日	場 所	内 容
8月20日(月)	油伝味噌	伝建制度について 許可手続きについて

(6) 伝建制度の啓発

- ・伝建制度の啓発及び連絡事項、説明等を伝建かわら版の配布により行った。

伝建かわら版8号（嘉右衛門町地区）

5月配布

伝建かわら版号外（嘉右衛門町地区）	5月配布
伝建かわら版9号（嘉右衛門町地区）	1月配布
伝建かわら版10号（嘉右衛門町地区）	3月配布

・イベント等において、嘉右衛門町地区の写真パネルを展示するコーナーを設け、啓発に努めた。

とちぎ協働まつり	総合運動公園噴水広場	10月28日（日）
とちぎ秋まつり	蔵の街第一駐車場	11月10日（土）、11日（日）

(7) 修理・修景・許可について

修理（嘉右衛門町地区）	2棟
修景（嘉右衛門町地区）	-棟
許可（嘉右衛門町地区）	5棟